

くみあいニュース No. 106

2014. 10. 3 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

—10月1日の団体交渉— **年俸制規則、制定前の公募、新採教員への 適用は大学を運営する上での判断**

10月1日より、岡本泰則先生を執行委員長とする2014年度執行部が発足しました。皆様には、今年度も組合活動へご協力下さいますようお願い申し上げます。

9月24日に行われた大会決議をもとに法人に年俸制規則に関する申し入れをしました（くみあいニュース No. 105）。制度の具体的内容を示す規則案の提示無しに、10月2日の役員会、10月9日の経営評議会でその承認を得ようとする姿勢、制度制定前にその導入を前提とする公募を行ったこと、基本的人権である「同一労働・同一賃金」が無視された新採教員に対する同制度の適用に改めて強く抗議しました。

法人が常勤職員への年俸制導入を明言したのは3月4日の団体交渉でした（ニュース No. 96）。その直後、学長による若手ヒアリングにおいて年俸制の説明が一部の教員に対して行われ、労使協議を経ずして個別説明に至ったことに強く抗議しました（ニュース No. 98）。制度について、あまりにも漠然としたイメージが伝えられましたが、それは4月24日の未定稿による説明でした（ニュース No. 101）。6月3日の団体交渉においても、この制度の内容が新たに説明されることはなく、学内からの昇格人事に年俸制を強要することはないと伝えられただけでした（ニュース No. 102）。この状況の中、学内においては制度の意見聴取が行われておりました。導入された場合を考え、その制度の適用は本人の希望に基づくものであることを確認し、昇任人事への制度適用の強要を防ぐための方策を探りつつ、新採への適用に断固抗議したのは8月6日の団体交渉でした（ニュース No. 103）。9月16日に全学への説明会が行われました。この日、団体交渉が行われ、その場を超えて公開することを制限された規則案が提示されました（ニュース No. 104）。9月22日に団体交渉が持たれましたが、その規則案が改訂されることはありませんでした。その規則案を回覧資料とし、代議員会にて皆様の意見を伺ったのが9月24日です。この代議員会及び定期大会にて、規則案が実質示されていない状況下において結論は出せないというのが組合の総意でした。

10月1日に先述の申し入れに対して団体交渉が行われました。そこで初めて皆様に公開できる規則案が提示されました（添付資料、6種類）。塚本前執行委員長代行が経緯説明を含め、断固とした姿勢により抗議されましたが、理事より得られた回答はタイトルに書いたその一言でした。また、法人は、これらの経緯をもって、規則の制定は組合との十分な労使協議に基づくものである、との認識を示しました。